

探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

(平成 年分)  
(令和 年分)

1 探鉱準備金に関する明細書

(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細

氏名 \_\_\_\_\_

取引基準	本年の鉱物の販売による収入金額	①	円
	取引基準による積立額 ( ① × $\frac{12}{100}$ )	②	
所得基準	本年の鉱物の販売による収入金額に係る採掘所得金額	③	
	租税特別措置法施行令第14条第4項の規定により控除する金額 ( ④ - ⑤ (赤字のときは0) )	④	
	前年以前各年の採掘損失金額の合計額	⑤	
	前年以前各年の採掘所得金額の合計額	⑥	
	差引採掘所得金額 ( ③ - ⑥ )	⑦	
	所得基準による積立額 ( ⑦ × $\frac{50}{100}$ )	⑧	
探鉱準備金積立限度額 ( ②又は⑧のうちいずれか少ない方の金額 )		⑨	
本年積み立てた探鉱準備金の額		⑩	

(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細

積立年分	⑪ 当初の必要経費に算入した積立額	⑫ 年初の各年分の準備金額	⑬ ⑫のうち、本年中の任意取崩額	⑭ 総収入金額に算入される額 ( ⑫ - ⑬ )	⑮ 翌年繰越額
年分		円	円	円	
年分					円
年分					
年分					
年分					
年分					
本年分	円				
計			⑯		

2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

探鉱費等基準	本年中に支出した新鉱床探鉱費の額	⑰	円
	本年中の探鉱用機械設備の償却額	⑱	
	計 (⑰+⑱)	⑲	
準備金取崩基準	本年中の任意取崩額 ( ⑯ の金額 )	⑳	
	総収入金額に算入される額 ( ⑭ の金額 )	㉑	
	計 (⑳+㉑)	㉒	
所得基準	この特別控除額及び青色申告特別控除額を控除しないで計算した本年分の事業所得の金額	㉓	
本年分必要経費に算入される新鉱床探鉱費の額 (⑲、㉒又は㉓のうちいずれか少ない方の金額)		㉔	

## 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第22条及び平成28年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第22条の規定による探鉱準備金の積立てを行う場合又は措法第23条の規定による新鉱床探鉱費の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

なお、この明細書は、これらの特別控除の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

#### (1) 「1の(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細」について

「①」欄には、本年の指定期間内における次の収入金額の合計額を記載します。

##### イ 鉱物の販売による収入金額

ロ 鉱物を原材料として製造した 物品の販売による収入金額	×	$\frac{\text{原材料である鉱物の採掘から選鉱までに要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}{\text{その物品の製造に要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}$
---------------------------------	---	---

#### (2) 「1の(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細」について

イ 「③」欄には、前年から繰り越された準備金を、本年中に任意に取り崩した場合にその取崩額を記載します。

ロ 「④」欄には、積み立てた年の翌年1月1日から5年（平成28年分以前に積み立てた探鉱準備金については3年）を経過した準備金について、次の金額を記載します。

（本年の年初に繰り越された額）－（本年中に任意に取り崩した額）

（注）1 この準備金は、積み立てた年の翌年1月1日から5年（平成28年分以前に積み立てた探鉱準備金については3年）を経過したときは、経過した日の属する年に、取り崩して総収入金額に算入することになっています。

2 平成28年分以前に積み立てた探鉱準備金の場合は、当該明細の中段2行は使用せず、また、当該探鉱準備金のうち、積み立てをした年の翌年1月1日から3年を経過したものがある場合には、その経過したものについて、当該明細の最上段の行に記載します。

#### (3) 「2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書」について

「⑦」欄には、本年中に支出した探鉱のための地質調査、ボーリング、坑道の掘さくに要した費用等の合計額を記載します。

### 2 提出先

納税地を所轄する税務署長

### 3 根拠条文

措法第22条、旧措法第22条、措法第23条、平成28年改正法附則65